

## 立川市居住支援協議会会則（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、立川市居住支援協議会という。

（目的）

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する民間の賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間の賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、立川市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 住宅確保要配慮者又は民間の賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- （2） 住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- （3） 住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- （4） その他目的達成のために必要な事業に関すること。

（会員）

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 会員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 1人

2 役員は、会員が互選する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、総会の議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、第15条に規定する事業年度の終了後に当該事業年度の業務の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年度1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の請求があったときは、その都度臨時総会を開催する。

2 やむを得ない事由等により集会して総会を開催することができない場合又は集会による総会の開催が望ましくないと会長が認めた場合は、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決に代えることができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 本会の事業計画に関すること。
  - (2) 本会の事業報告に関すること。
  - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (4) 専門事項を協議するために必要に応じて部会を設置すること。
  - (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 5 会長は、運営上必要があると認めたときは、会員以外の者を総会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- (総会の定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会長に委任したものとみなす。
- 4 前項の規定による書面での表決又はその権限の行使を他の会員に委任した者は、総会に出席したものとみなす。

#### 第4章 会議

(会議の招集)

第10条 会議は、総会を除き、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、会員の過半数の請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

- 2 やむを得ない事由等により集会して会議を開催することができない場合又は集会による会議の開催が望ましくないと会長が認めた場合は、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(会議の定足数等)

第11条 会議は、会員の過半数の出席により成立する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決

するところによる。

3 会議に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会長に委任したものとみなす。

4 前項の規定による書面での表決又はその権限の行使を他の会員に委任した者は、会議に出席したものとみなす。

(会議の公開等)

第12条 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議における協議の内容が個人情報に関する事その他公開することが適当でないものと認めるとき、又は、会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りでない。

2 議事の要旨及び会議資料は、閲覧等の方法により公開するものとする。ただし、前項ただし書きの規定により会議を公開しない場合は、この限りでない。

## 第5章 雑則

(事務局)

第13条 本会の事務局を立川市市民生活部住宅課に置く。

(秘密の保持)

第14条 会員は、本会の活動において知り得た秘密の情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮ったうえ、別途定める。

## 附 則

1 この会則は、令和3年9月27日から施行する。

2 令和3年度における協議会の事業年度は、本会の設立の日から令和4年3月31

日までとする。

別表（第4条関係）

区分	会員
不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部 1人
	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部 1人
居住支援団体	東京都指定居住支援法人の株式会社こたつ生活介護 1人
	社会福祉法人立川市社会福祉協議会 2人
	立川市地域包括支援センター 1人
	一般財団法人高齢者住宅財団 1人
立川市	市民生活部長
	市民生活部住宅課長
	福祉保健部福祉総務課長
	福祉保健部障害福祉課長
	福祉保健部生活福祉課長
	福祉保健部高齢福祉課長

（計13人）